

公益法人の会計に関する研究会（第21回）

議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第21回） 議事次第

日 時：平成28年2月15日（月）14:57～16:36

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 金融商品に関する注記について
2. 過年度遡及会計基準の適用について
3. 報告書（案）について日本公認会計士協会の意見について
4. 平成27年度の報告書（案）について

○高山座長 それでは、少し早いですが、皆さんそろいましたので、第21回の「公益法人の会計に関する研究会」を開会いたします。本日は、前回に引き続き、金融商品に関する注記と過年度遡及会計基準の適用を議事としておりまして、これに関しまして日本公認会計士協会のほうからペーパーをいただいていますので、一括して御議論いただくことになると思います。

まず、事務局のほうとして、議事の第1、第2、金融商品と過年度遡及について御説明をお願いします。

○米澤事務局次長 それでは、本日は会計士協会さんからの御意見も含めて、皆さんに御意見を頂戴いたしたいと存じますので、一括で御説明を申し上げたいと存じます。

まず、金融商品のほうです。資料1というのが全部で4枚ございますけれども、前回との違いがわかるように赤字になっているほうを主にごらんいただければと存じます。

まず、前回から御指摘をいただいた点は大きく2つあったように思います。1つが、満期保有目的の債権であってもリスクがあるので、こういったものが対象であるかを明確にすべきではないかといった御趣旨。

それから、注記すべき状況のレベル感が伝わるようにという御指摘でございましたので、それがなるべくわかるように問題意識を明確化して表現をしてみたものでございます。

それでは、変更になった点を中心に御説明を申し上げます。

資料1の「(1) 金融商品の状況に関する事項」ということでございます。

公益法人は、毎事業年度に納入される会費、定期的に、または随時寄せられる寄附金、収益事業から得られた利益、金融商品による運用益などを財源として運営されています。こういった公益法人のうち、公益目的事業の財源が金融商品による運用益に大きく依存しているなど、金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがあるような法人にとっては、金融商品の内容とリスク、リスク管理体制などの金融商品の状況に関する情報を開示することは、公益目的事業の安定的な持続可能性に影響を与えるほどの資産運用リスクをとらないよう内部統制を図る効果を及ぼすことが期待されるとともに、寄附者に対して法人の受託責任を果たす上でも意義が大きいと考える、というふうに整理してみました。

こういった問題意識を踏まえまして、そもそも金融商品に関する基準、本基準にいう金融商品としては、ここに掲げているものが、これはそのまま抜き書きをしておきました。現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金云々ということで、これは全て定義を抜き書きしてみました。こういったものということで多岐にわたるものが提示されているということでございます。

上記に掲げましたような公益法人の適切な運営を図る観点からは、これらの金融商品のうち、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務を除く、法人の資産運用を図る手段として用いられる金融商品について、次のページに行きまして、その運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすお

それがあると法人が判断した場合に注記することとすべきである、といったように整理をしてみました。

本文はそのように整理をいたしまして、注記例のところでございます。こちらは、注記すべき状況のレベル感が伝わるようにということで、本文のほうと対応するように考えてみまして、この注記例でいっている法人といたしましては、当法人は、公益目的事業の財源の相当部分を運用益によって賄うため、満期保有目的の債券、株式、投資信託により資産運用する、といった設定にしております。

要は、この法人の事業のよって立つところが公益目的事業のよって立つところが、相当運用益に依存しているといった法人について注意を促すように注記で整理してみたというものでございます。

それから、修正点といたしまして、次の3のリスク管理体制でございまして、前回の御議論の中でも高山座長のほうからも資産運用規定というのは大事なのだといった御指摘を受けましたので、リスク管理体制のまず1つ目といたしまして、金融商品の取引は当法人の資産運用規定に基づき行うということを明記した注記例としてみました。

それから、信用リスクのところでございますが、投資信託につきましても信用リスクがある場合もあろうかと考えましたので、それについてもあわせて追加をさせていただきました。

次のページ、裏面でございますけれども、4番の金融商品の時価に関する事項についての補足説明は、これは金子先生から前回御指摘がございましたように、特に記載は不要であろうということで削除させていただいております。

それと、前回ありました※1の注記の注でございますけれども、これは既に本文に書いてあることで要らないのではないかとということで梶川先生から御指摘がありましたので、削除いたしました。

それから、前回からありました流動性リスクにつきましては、こういった表現ぶりにしてみました。ここに掲げたリスクのほか、中途解約が著しく制約されているため、満期到来まで資金化することが極めて困難となる流動性リスクが発生する金融商品については、このようなリスクの内容、リスク管理体制も注記する必要がある、といったように整理をしてみたものでございます。

金融商品については、以上でございます。

それから、過年度遡及について御説明を申し上げます。

これは資料2ということで、同様に前回からの修正を解け込ませたもの、それから、2枚目に前回からの修正点がわかるようにしてあるものと整理してございます。赤字が多くなってしまいましたのでわかりにくくなってしまっていて申しわけないのですが、前回の御議論として、会社等との権衡ということで、会社などにおいて現実にはこういう実態になっているといったことを踏まえて理由づけを整理してはどうなのだろうかといった御指摘でございましたので、そういった点をきちんと明確に表現できるように整理してみました。

(1)の「会社等との権衡」ということで、だあっと消してありまして、4行目から始まります。「会社に」で、また2行飛びまして、「おいては、会社法上の所定の承認手続を経て確定した計算書類に基づき、配当等の様々な法律行為が行われている。会計上の変更が発生した場合、一旦確定済みとなった過去の計算書類の内容も変更してこれらの法律行為の効力が遡及的に左右されることのないよう、法的安定性を図るため、本基準によらない会計処理も行われ得ると考えられる」というのが、会計上の変更について書いた部分でございます。

また、誤謬につきまして、「過去の財務諸表に誤謬が発見された場合、これを修正再表示(過年度遡及修正)するには多くの手間とコストを要すること、本基準以前の企業会計が、過去の誤謬を当期の『過年度損益修正損益』として処理することを要求していたため、この方法が会計慣行として定着していることに鑑み、会社計算規則に『前期損益修正損益』の科目が存続している現状においては、発見された誤謬の修正再表示を原則として要求する本基準が、全ての会社にとって唯一の会計慣行であるとは、必ずしも言えない」というふうに整理をいたしました。

加えて、中小企業の関係でございますが、「『中小企業の会計に関する指針』の適用対象とされる中小企業、学校法人など公益法人と同様に非営利である法人、独立行政法人にも、本基準の適用は求められていないのが現状である」というふうにいたしまして、「本基準が『一般に公正妥当と認められる会計基準』であり、従来と比較してより望ましい会計基準であることについては異論はないが、すべての法人にとって、これが唯一の会計慣行となるかどうかについては、今後の動向を引き続き注視していくことが必要である」といったふうに整理をしてみました。

各年につきましては、内容的な変更は特にございません。変更と誤謬等に分けて文言上の整理をしたものでございます。

最後の締めくくりでございますけれども、「以上のことから、本基準によらない会計処理も未だ公正妥当であると認められる会計慣行ということが出来る」ということで全体の整理をさせていただきました。

これ以降は、公認会計士協会さんからの特に過年度遡及についての御意見もいろいろございますので、高山先生とも御相談をして、会計士協会への御意見にも配慮した書きぶりとして工夫をしてみたものでございます。

私のほうからは、まずは以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、上倉参与のほうから協会の御意見について御説明を願えればと思うのですが、いかがでしょうか。

○上倉参与 資料3につきましては、これは私が直接協会から説明を受けたわけではありませんので、必ずしも理解しているわけではないのですが、恐らくこういうことなのだろうなということで説明申し上げたいと思います。

こちらは公益法人分科会のメンバー全てに意見を聞いたということではなくて、非営利法人委員会の正副委員長、部会長、分科会長、そのくらいに限定して意見を出してもらったというようなところでございます。

1 ページ目の1番「金融商品に関する注記について」というところでございますが、1番、前文について、金融商品会計基準が適用されるかどうか不明瞭ではないかというような御意見。この書面も五月雨式に書かれておりまして、必ずしもまとまっているものではございませんので、その辺御承知おきいただければと思います。

2番目、(1)の金融商品の状況に関する事項ということで、従来、「リスクのある金融商品が高い割合を占めるなど」という文言が記載されておりましたけれども、これに対して注記の要否の判断基準が伝わらない可能性がある。判断基準が不明な場合、混乱が予想される。

公益法人については財産目録において財産の内容を開示しており、保有資産のうち安全性の高い債券が大半を占める場合の開示に理解が得られないのではないかと。

「法人運営に相当のリスクをもたらすと法人が判断する場合」に注記することとする場合には「判断する場合」を例示列挙する方法もあるのではないかとというようなこと。

3番の注記例としましては、全体として、すべての法人の置かれている状況に合致する例を示すのは困難なため、おおむね当該注記例でよいのではないかと。

注記の1について、金融商品に対する取り組み方針において仕組債の例も示したほうがよいのではないかと。

3番について、債券についても触れたほうがよいのではないかと。

挙げられている商品のほか、外債等もあるのではないかと。

※1について、当該表現のままだと、法人サイドでは安全性が高いことを理由に注記しないこととするケースがふえるのではないかと。

法人保有の金融資産のうちリスクのある金融商品が高い割合を占めるなどの表現は不要ではないかと。

※2について、流動性リスクは市場で売買が極端に少なくなり売却ができなくなるリスクであり、「元本が毀損する『流動性リスク』」という表現は修正すべきではないかということで、とりあえずここまでのところでは、こういった御意見が出されておりますが、先ほど次長のほうから御説明がありましたように、恐らく大部分は修正の文章に折り込まれているのではなかろうかというふうに考えています。

仕組債の例云々というところにつきましては、これは仕組債の購入を推奨するような形になるので、誤解を招くのでそこは記載しませんよというようなことだったかと思えます。

以上が金融商品でございまして、次の2ページ目、過年度遡及の基準につきましては、1の(1)会社等との権衡ということで、こちらは四角でくくってあるところ、「会社法を設立根拠法とする会社一般のすべてに適用されるものではないと解される」旨や「本基準によらない会計処理も『一般に公正妥当と認められる会計の慣行』ということができる」

という見解を公表されるのであれば、ASBJに確認をとられるべきではないか。

2つ目も同様でして、「本会計基準で取り扱っている内容に関し、既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の取扱いが優先して適用される」との記載がある。従い企業会計原則や会社計算規則に「過年度損益修正」の科目が削除されていないことをもって、「すべての会社にとって唯一の『一般に公正妥当と認められる会計慣行』であるとするには時期尚早と考えているからであると推察される」の部分については、ASBJに確認をとられるべきではないかというような御意見です。

あと、3つ目に書かれていますのは、組織特性に基づき適用しない正当な理由を説明された上で公表されるべきものとする。これは、協会の公益法人分科会で議論されたときに、適用しない正当な理由について結論が見出せなかったというような事情がございます。

企業会計の取り扱いとの乖離が大きくなる場合には、適正性意見について再度検討しなければならない可能性も懸念されるということで、会計士協会でするので監査のことを考えているわけです。

その2つ下、公開会社の例を出さずに、過年度遡及の適用がない学校法人や独立行政法人の例を取り上げたほうがよいのではないかと。なお、学校法人、独立行政法人の場合は、過年度遡及基準の自主的に適用することを妨げないという取扱いが認められていないのではないかと。

法的安定性は、言葉の問題なのでいいかと思えます。

公益法人制度において、小規模法人の定義が定まらない中、中小企業の会計に関する指針を引用するのはいかがなものか。

これも監査を行っている場合の取り扱いです。

あと、比較情報なのかどうかということなところかと思えますけれども、最後のポツのところ、監基報の710の第2項に「財務諸表に表示される比較情報の性質は、適用される財務報告の枠組みで要求される事項によって定められる」とあります。比較情報の性質が「対応数値方式」なのか「比較財務諸表方式」なのかにより、監査人に対する要求事項が異なり、この点が明確にならなければ監査人は一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行うための要求事項に答えられないこととなります。したがって、比較情報の性質について明示的に公表されることが必要と考えられますということで、協会サイドとしては、監査意見、適正性意見を出すという前提に懸念が生じるというようなことを心配されているという内容でございます。

Ⅲで、会計士協会実務指針等への反映というところの文章ですが、「要請」という文言があったかと思えます。それは当初の依頼文書だと「協力依頼」ではないかということなことで、これは後から出てくるかと思えますけれども、「要請」を「協力依頼」というような文言に変更されているというふうに伺っております。

あと、その他のところで、工事契約に関する会計基準から賃貸等不動産の時価開示の会計基準の部分につきましては、注記不要について、投資家が存在しない公益法人では必要

性が乏しいということに集約しているが、当該注記は公益法人のステークホルダーである寄附者、債権者等にとって重要となり得る情報である。したがって、原則として注記することとし、重要性がなければ注記を省略できる形式としたほうがよいのではないかと。

適用年度を明確にさせていただきたいというような内容でございます。

この注記のところもそうなのですが、原則注記をして重要性がなければということが書かれているのですが、遡及基準も原則適用して、適用しなくてもいいですよというように立てつけのほうが会計基準としてはいいのではないかとというような御意見が協会の主流でした。

4 ページ目につきましては、これはどういう位置づけか聞いていらっしゃいますか。

済みません、読み上げてみます。

【会計処理の基本的な考え方】

・法人形態によって特有の事情がある場合を除き、いずれの法人形態も、同様の会計事象は同様の会計処理であることが会計理論的な取り扱いである。すなわち、例えば金融商品や退職給付に関する事象は、それが公益法人である場合と株式会社である場合で、異なる会計処理になるのではなく、同様の会計処理になるのが理論的である。このような基本的な考えを踏まえ、今後の企業会計基準改訂についても考えるよう、会計の基本的考えを明示することが有用である。

【過年度遡及基準の取り扱いについて】

・このような考えからは、過年度遡及基準については、公益法人と株式会社に特有の差異はなく、したがって公益法人会計基準を適用した場合も過年度遡及基準が適用されるというのが会計理論的な取り扱いである。

・しかしながら、学校法人や独立行政法人などについては過年度遡及基準が適用されないという取り扱いになっていることから、公益法人会計の実務において混乱が生じている。

・何故に学校法人や独立行政法人については過年度遡及基準が適用されないのか不明であるが、おそらく会計理論的な理由ではなく、それ以外の要請によるものと考えられる。

・したがって、公益法人会計においては、会計理論的には過年度遡及基準が適用されること、また、重要性がない場合はその限りではないことを明示することが必要と考えられる。

【開示の基本的な考え方】

・財務諸表の様式や注記など開示項目は、法人形態によって、その利害関係者の要求水準が異なるため、同一の法人形態であっても異なる規定となっている。例えば、株式会社については、会社法と金商法で注記などの要求レベルが異なるのは利害関係者の要求水準が異なるからであり、後者は前者よりも詳細な注記内容が規定されている。したがって、公益法人会計の場合も、最低限必要な要求水準を規定することが必要と考えられる。1 ページ目から3 ページ目のところは、いろいろな方の意見を列挙したような内容です

が、4 ページ目のところは、ある方が一人で書かれた内容になっているかと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

ということで、意見が少しかみ合わない部分があるところでございます。これまでの質問を皆さんお聞きになって、何か御意見あるいは御質問等があればと思いますので、いつもどおり長参与のほうからいかがでしょうか。

○長参与 私は、金融商品に関しては資料1のほうで特に問題はないのかと思っておりますけれども、この程度示せばいいのかと思います。

一番問題なのは過年度遡及会計基準ですかね、そちらのほうが、今、論拠としているのも過年度損益修正損益の科目が残っているということの理由と、中小企業の会計に関する指針というのを企業会計のよりどころにしていますけれども、やはり論拠にはならないのかと思っております。これはまずいのではないかと。

過年度の損益修正損益ではなくて、過年度遡及した場合は期首の剰余金を基本的に修正しますよね。なので、それとどうしますかということになるのではないかと思います。

中小企業に関しては、明らかに会計基準としてのレベルが違いますので、一般に公正妥当と認められる会計基準ではないと私も理解しておりますので、それと権衡しているということを経由に公益法人会計基準をやらなくてもいいということにはならないと思うのです。会社等との権衡のところ、ちょっと論拠が違うのではないかと思います。

基本的には、学校法人とか独立行政法人と同じように法的安定性の立場から会計基準は適用しないほうがいい。ただし、会計理論上は遡及修正をすることも当然あり得るというか、会計理論上は望ましいという立場もありますので、それは適用するのだったらいいのではないかということになると思うのです。両方それでいいのかというのは、会計基準として本当にいいのでしょうかというのがずっと疑問に思っています、私自身としては適用しないほうがいいとずっと思っていますので、立場的にはちょっと違う。

現状、実務では、過年度遡及の会計基準を適用しているところはありますので、それを今さらだめと言われても困るというのがありますので、現状も追認しつつ、こちらの公益法人会計基準としてどういうものがあるのか、合っているのか、適正なのかということを考えていただきたいと思っています。

○高山座長 中田参与から、いかがですか。

○中田参与 金融商品に関するところは、注記例を直していただいたのですが、この注記例自体は結構だと思うのですが、最後の※印がございませぬ、流動性リスクを書いていたところ、この注記例自体は、1番のところではデリバティブ取引は行わない方針であるということで、それを排除した注記なのです。デリバティブ取引についてどう書くのかという全く何もないので、※印のところでは流動性リスクのほかにデリバティブというのをやったら、何かしら内容やリスク管理体制について書くということも併記して書いていただければと思うのです。流動性リスクだけではなくて、※印と少し毛色が違うのですが、デリバティブ取引をやっているところは結構あるのですが、では、デリバティブ取引をや

ったときはどんな書き方をするのかというのがこの注記例だけだとわからないものですから、※印なりで補って、どういうことについてデリバティブ取引をやったときは当然リスクがあるので書かなければいけないということはどこかに記載していただきたいと思いません。

そして、デリバティブというかどうかはわからないのですけれども、為替に関する、先ほど会計士協会のほうの外債の場合はどうするかというのがあったと思うのですが、あれも国内債に比べて為替相場というリスクが当然ありますので、この注記例よりもプラスアルファの為替変動に関するリスクというのを書くべきだということをどこかに書いておいていただかないと多分わからない。外債だからいいのだみたいな判断をしかねないと思しますので、そういうところを、デリバティブと外債というのはすごくポピュラーですから、その辺については書いておいていただければと思います。

それから、過年度遡及会計基準のお話なのですけれども、(1)のところはすごく苦労して書いていただいたと思うのです。でも、書けば書くほど余り理論的でなくなるというか、どうしてもうまくなくて、私の個人的な希望では、現場では遡及会計なんかを適用すると大変なことになるので適用していただきたいくはないのですけれども、その根拠の出し方として、結局は現場で大変だからというのが理由なので、そういうふうにしてしまうほうがいいのかなどというような気がしているところです。

学校とか独立行政法人なんかも明示的な理由はないですが、明らかに現場が大変だからという理由だと思うのです。それで、(2)の財務指標の適正性の担保ですか、その理由だけで学校もそうだし、独立行政法人もそうだからそうなのだという理由でしかないのかと思うのです。そうすると会計理論的なところとそごが生じてしまうので、理論的にはそうなので注記をするのが基本ですよという流れに、長先生がおっしゃるように、そういう流れにならざるを得ないのかなということです。

ほかの退職給付とか、退職給付は簡便法ですけれども、ほかの会計基準もみんな同じような感じで、一応原則適用で、重要性がない場合は適用しないということなので、結局そういうことになるかなと。退職給付のときの結果的には適用するのだけれども簡便法でいいよというのと同じで、適用するのだけれども大体のところは現場が大変だから使わなくていいよという方向性でまとめるしかないのかと、これを見たときに思いました。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与から、いかがですか。

○上倉参与 現状出されている注記例は、これはこれでいいのかなというふうに思っています、いわゆる為替に連動してクーポンがつくような仕組債がありますけれども、そういったものを持っている法人はそれなりに考えて市場リスクとかそういったところに記載するのではなかろうかというふうに想像できますので、デリバティブは行わない方針でもこうやって書きますので、仕組債を持っているところはなおさら書かなければいけないと

というのが、この注記例を見ればわかるのかという気がしますので、現状でいいのかという気はしています。

あと、遡及基準につきましては、やはり理論的に適用しないというのはかなり無理があるかと思しますので、そういう制度的なところとか、あるいは遡及調整する手間、実務上の観点、そういったところを単純に全面的に出して書くしかないのかという気がしています。

ただ、一方で、適用しなくても適用してもいいのですよということになると、いわゆるダブルスタンダード的な基準になってきますので、会計士の立場として監査意見を出すときに困ってしまうなというところがいまだにもやもやとしてあるところではあります。

○高山座長 金子参与から、いかがですか。

○金子参与 資料1の金融商品なのですけれども、前々回のときに仕組債とか外貨の話もさせていただいて、前回全部消えてしまって悲しかったのですが、改めて会計士協会は、今、中田先生からもそれを記述すべきだという御意見をいただいて、私も特に仕組債、外債の部分については多少例示が必要なのかと思っております。

確かにリスクの高い商品がある程度持っていればということで各法人は判断されますけれども、現実には仕組み預金とか仕組債というのは満期まで持っていれば大丈夫なのだというのが宣伝文句になっていて、それはリスクのあるものではないのだという自己合理化のもとに持っているところも結構多いと思いますので、デリバティブが組み込まれた仕組み預金というのは若干例示程度は必要なのではないかというふうに考えております。

もう1点は、前回申し上げたのが伝わらなかったのかもしれないのですが、満期保有目的の債券がここにあるのです。債券というふうに書いてあれば問題ないかとは思いますが、満期保有目的の債券であり、それが発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクにさらされているという文章に2番でかかってしまうのです。本来であれば満期保有目的債券というのは、そういう市場リスクが若干はあっても、無視できるほどに小さいからゆえに満期保有目的債券に分類できるわけなので、この書き方をしてしまうと、本来の満期保有目的債券の定義と合わなくなってしまう可能性があるのです。債券というのであればわかるのですが、満期保有目的をつけてしまった時点でそれがリスクにさらされているということを書くこと自体が誤記矛盾なのではないかと考えております。

その意味では、3の②もそうなのですけれども、満期保有目的の債券は「発行体の状況を定期的に把握し」とあるのですが、では、日本国債を持っていたときに、日本国の状況を定期的に把握して理事会に報告するのかというところ極めて疑問であって、本来、満期保有目的債券というのは、それほどそういうリスクの把握は必要なくて、もしするとすれば残高といつ満期になるかぐらいが一覧表に出てくるようなもので、財産目録で代替できるぐらいの情報で十分であって、あえてそれを日本国とかそういったところの発行体の状況を定期的に把握するような性質のものであれば、もともと満期保有目的債券にしてはいけな

いということだと思しますので、そうすると、この表示があることによって、そういうリスクがあるものも満期保有目的債券に区分することが許容されるかの、むしろミスリーディングな例になってしまうのではないかと考えております。

もう1点は、ちょっとわからなかったのは、「投資信託については、発行体の状況を定期的に把握し」というのが、投資信託の発行体というのとは一体、その下はわかるのです、「市場リスクの管理」のところで、「投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する」はわかるのですが、「投資信託については、発行体の状況」というのが、投資信託の発行体というのとは何なのかというのと。

○米澤事務局次長 投資信託が後押ししているわけですね。その投資しているのは債券だったりするわけですね。そういうところの発行体のことを言っているのですが、済みません、そういう意味では書き方がわかりにくかったかもしれませんが、投資信託そのものの発行体ではなくて、投資対象としている先の債券の発行体という意味だったのですが。

○高山座長 ちょっと舌足らずですね。

○米澤事務局次長 そういう意味では、債券という意味では債券に含まれてしまうかもしれないので、要らないのかなという気も。

○金子参与 投資信託の投資対象として、多分、債券、株式がメインになってきて、株式であれば、恐らく下の市場リスクというところにほぼ入ってきて、債券であってもある程度そこに含まれるものだとすると、投資信託の発行体というのがちょっとイメージが難しい。

○米澤事務局次長 債券については、ということでもいいのかなという御指摘ですか。

○金子参与 そうですね。満期保有目的をとって債券であれば問題はないかなと考えております。

○高山座長 ほかに。

○金子参与 資料2は、長先生がおっしゃった中小企業の会計のところは文章としては一番危険というか、パブコメに付したときに、多分同じ内容の返答が容易に予想されるという意味で、本当におっしゃるとおりかと思えます。

その後の注記等については、また後ほどということによろしいのですかね。

○高山座長 はい。ありがとうございます。

○金子参与 ありがとうございます。

○高山座長 いろいろ御意見が出ております。注記例につきましては、もう一度、金子参与の考え方を反映させてということと、あと、デリバティブ、為替リスクについても星印の中で書き込んでいって、実際、開示を出すかどうか、出すとかなりこれでいいのでしょうかとなってしまうので、このようリスク内容、リスク管理体制を注記する中の前文のところに入れ込んで示さないというやり方もあるのかとは思いますが、これを受けて、具体的には協会に考えてもらおうかなというふうには考えております。また、い

ろいろなコメントを見ると、ファイティングポーズをとられているので厳しいのですけれども。

あと、問題は、皆さん、過年度遡及という形にはなっております、前回、梶川参与のほうから独立行政法人がなぜ過年度遡及会計基準について否定したか、よく読むと、梶川参与がおっしゃったように、理論的ではない取ってつけたような意見で、補助金を返す場合に遡及されると、それは実際に返す形になるのとは整合しないとか、意見を出すのは苦労されているというふうに思います。

問題は、これを適用してしまうと影響が大きいという今回は大きな理由なのですけれども、それはなかなか書くのが難しくて、長々と書いていているような状況です。

会社法の場合には、入れているのですけれども入れていないといううまい書き方をしています、原則入れるのですよと書きながら、実際は前期損益修正損益をとらないとかいうことをしながら残しているというよく考えているやり方で、そういう意味では入れる、入れないではなくて、入れるけれども入れないのもあるよ。入れないものについて、別に適正意見を述べなくてもいいのではないかという感じであるのかというふうに思っています。

これは本当に苦しんで書いた部分の2ページ目なのですけれども、本基準が一般に公正妥当と認められる会計基準でありということで、これには異論がないよということだけでも、唯一の会計慣行がどうかについては、今後動向を引き続き注視していくことが必要であるということで、適正を言ってもらってはこちらで言ってもらって、これに適用しなければ多分意見を言えないはずなのです。あるいは、準拠性でいくのかどうかという形だと思うのですけれども、そういうところでこういうふうには書いてあるのですが、確かに書きながらすごい苦しいのですよね。書けば書くほどなかなか論拠ではなくなってくるというところで非常に悩んでいる部分です。

今回、この中で1ページ目の「また」と書いてあるところで、また、過去の財務諸表に誤謬が発見された場合、これを修正再表示をするかどうかということについて、会社計算規則が存続している現状というふうには書いてあるのです。これは何から持ってきたかという、会社計算規則が過年度遡及を入れたのです。入れたときにパブコメをとりました。この省令案についての意見募集をしていて、パブコメの中でこういう文章があったのです。88条に関して以下の意見が寄せられたということで、過年度遡及の適用開始に伴い、過去の誤謬を前期損益修正益または前期損益修正損の計上により修正するのは不適切となるから、会社計算書類規則88条2項及び3項から、前期損益修正益及び前期損益修正損を削除すべきであるという意見、これについての法務省の見解が出ていまして、この意見につきまして、過年度遡及会計基準を適用しない会社が前期損益修正益及び前期損益修正損の科目を用いることが考えられるため、会社計算書類規則88条第2項及び第3項は改正しないのが相当であるという意見を法務省は出しているのです。

ですから、確かに法務省としてはこういう落としどころで残さない、存続を認めるとい

うまいやり方と言うと辺ですけれども、入れているのですけれども実際は骨抜きにしているような状況なのです。

この考え方があるので、我々としてもなかなか全ての、会社よりもさらに小さい法人ばかりで、それに対応できない法人が続出することを考える中で、果たして会計士協会が言うように、原則適用で重要性がない場合にはいいという、重要性がないなんてあり得ないので、それは、こういうふうに書いてしまうと実際は適用しなければならないということになってしまうのですね。ですから、その辺を生かしながら書くためにも、こういうふうを書くか、あるいは、学校法人のように何も書かない、ということは適用も認めないということなのでしょうけれども、そうすると、先ほど言った長参与のように、今、適用している法人があるというところとの整合性を考えなければいけないという、非常に難しいところですよ。

表現的にはこんな感じで書いておまして、唯一の会計慣行とか、公正妥当というのは、実は2ページ目の4行目で、本基準によらない会計基準もいまだ公正妥当であると認められる会計慣行ということができるということで、一般というのも抜かしていますし、非常に苦しいのですけれども、文章的には非常に苦しいのですよね。ただ、これを言わないと、法律は一般に公正妥当と認められる会計慣行に準拠すると書いてあるので、これを議論すればするほど墓穴を掘るというところをどうすればいいのか。皆さん、何度も言いますが、適正性を出してもらいたいのは、協会が適正を出したければ、そんなのは適用してもらえばいいのですよ。問題は適正性が出せないような会計基準があったとして、それをよしとするかということだと思いますけれども、小森委員、何か意見ありますか。考えれば考えるほどですね。

○小森委員 うまい言いわけなのでしょうけれども、これしかないのではないですか。

○高山座長 ただ、きっとコメントはいろいろ来ると思うので。

○中田参与 前回あった、公開会社と会計監査人設置会社の議論は、ここでとったのですね。

○高山座長 とりました。それは協会に自分で決めてもらおうかと思ひまして、どちらの基準をとらせるのかというのは考えて、非常に難しいのですけれども、多分これを過年度遡及会計を適用するならば、やはり2期比較をやめて1期にしなければいけないし、いわゆる会社法と同じような仕組みをしてあげればまだいいのでしょうけれども、2期比較になっている現状ではなかなかとれないし、結構大がかりな改正にもなってくることをかんがみて、本当にこんな程度になってしまったという、実際苦しいのですけれども。

適用をしないというのは一方なのですけれども、学校法人や独法のように、理論ではなくて適用しない、大変だからしないということなのだと思いますけれども、こちらは自主的に提供するの妨げないし、適用している事例もあるので、それを直させるということももっと大変ですからね。きっとこれを見ると、独法の理由を見たのと同じように、みんなわけのわからない理由だねと言うのでしょうかね。

- 小森委員 美しくはないのでしょうかけれども、しょうがないですよ。
- 高山座長 美しくないですよ。
- 小森委員 美しい金子先生から。
- 高山座長 何か感じられませんかね。
- 金子参与 いいのが思い浮かべばすぐにでも申し上げたいのですけれども。
- 中田参与 最後のパラグラフの「未だ公正妥当」というのはやめて、「それもまた公正妥当」というぐらいに、「未だ」というと変な感じですよ。後ろめたい気持ちが。
- 高山座長 これはやめましょう。では、「未だ」をとって、何も入れないでやりますか。「公正妥当であると認められる会計慣行」という。
- 中田参与 そうですね、「会計処理も公正妥当であると認められる」。「未だ」はちょっとおかしいです。
- 高山座長 会社法が禁止したら、多分直していいのだと思うのです。会社法が禁止していない現状なので、でも、会社は直さないでしょうね、この法務省の意見は随分強硬ですよ。
- 米澤事務局次長 法務省としても、全ての会社にそんなに大きな負担を強いるというのは社会的な影響が大きいと思いますので、法務省ほどではないにしても、それは私どもとしても同様。
- 長参与 会社計算規則が両方ありということだったら、会計基準としていいのかもしれないですね。両方ありというのは厳しいのですけれどもね。ただ、少なくとも4期以降は同じになるのですよね。
- 高山座長 同じになるのですね。
- 長参与 今期計上外で出るだけで、4期以降は数字が一緒になりますからね、そういう点では当該期が変わってくるだけで、4期以降は同じ結果になるというので、そういう点では実務慣行でもオーケーなのかもしれないですね。
- 高山座長 余りいい文章ではないですよ。
- 長参与 適正意見を出すとか出さないとか、監査上の取り扱いということですかね。
- 高山座長 考えてもいいと思うのですけれどもね。一般に公正妥当と考えるのは過年度遡及会計だけだというふうにしていただければ、もういいのだと思うのですけれどもね。それ以外の部分については、会計士の監査を受けるならば直してくださいということ、これはまさに中小企業、会計士の問題ですし、中小の決算処理も同じだとは思っています。
- 長参与 これを全面に出すと、準拠性でいいからそのままやらせてくれというところもあり得ますよね。
- 高山座長 それでいいと思っているのです。
- 長参与 そうすると、これを余りやると、会社計算規則でも準拠性意見というのが出る可能性はありますよね。全体に影響しますよね。
- 高山座長 書きながら、ちょっとそのおそれはあるのですけれどもね。やはり、なかなか

か適正は言えないでしょうね。それもわかっているのですけれどもね。

○上倉参与　そういう状況のところは、別途会計士協会のほうで考えてもらうということなのでしょうね。

○高山座長　それが一番いいと思うのですよ。会計士協会としての意見は認めないよとやっていただければ、本当はいいのですよね。

○長参与　監査上の取り扱い適正意見を出すにはきちんと適用してくださいということ言えばいいのでしょうかね。

○高山座長　ぐらいにしていいただければなというのは、ずっと考えていた話の中ではそうなのでしょうけれどもね。でも、すっきりはしないですよ。

ASBJに聞けと言ったら、きっと怒りますよね。聞けません。あそこだって一生懸命こうしてくださいと指導しているわけですから、足引っ張ってとなりますものね。そのとおりでと思いますよ。

○金子参与　最後の一文について質問いいですか。

○高山座長　はい。

○金子参与　基本的に減価償却とかと違って、過年度遡及というのは、ある意味突発的に出てくるものであって、もともと継続性の原則というのはある中で、2ページの最後の一文というのは不自然なイメージを持つのです。

○高山座長　そうですね。一度適用したら。

○金子参与　毎回そんなことがあると。

○高山座長　毎回はないのでしょうかね。

○金子参与　ポリシーとしては継続するということであっても、継続性の原則であれば、本来、別に書かなくても継続することは必要になるので。

○高山座長　本当は何期前からさかのぼって見て、過年度遡及を適用しているのでまたしましようという話なのでしょうね。

これは書かなくても大丈夫ですかね。妨げない。

○米澤事務局次長　これは継続性の原則を念頭に置いて、ほかの項目も全てレッテルを一々。

○高山座長　ある意味、いいとこ取りはだめですよという話ですよ。

○米澤事務局次長　その日の都合のいいようにやってもらっては困りますよという、なので、あえて書かなくても別にそこは継続性の原則は当然適用されますので、ほかにも全部影響してくるので全部削除するということだと思いますが。

○小森委員　全部入っていますよ。

○米澤事務局次長　そもそも今の案ですと、また後ほど御説明しますが、賃貸不動産の部分だけにそれが出てくる案になっています。ほかのは適用してくださいということが書かれているか、または現行どおりのままでいいということなので、この部分だけですね。失礼しました。

- 小森委員 削除しても支障はないですね。
- 米澤事務局次長 削除しても全く支障はないと思います。
- 高山座長 では、これは削除しましょうかね。誤解があるので「妨げない」で。
- 米澤事務局次長 「妨げない」で切るという。
- 高山座長 短過ぎるかもしれませんが。

では、皆さん、まないたのこイに乗っていただいて、物すごい反発が来ることを覚悟しつつ、ここの構成した参与の人たち、後でいろいろ言われるかもしれませんが、甘んじてその批判に耐えていただいて、実務的な取り扱いに御協力を願いたいということで、一応これでパブコメを出させていただくということによろしいでしょうか。

- 米澤事務局次長 最後の2つの段落のところで、「以上のことから」の段落で「未だ」をとって、「会計処理も公正妥当であると認められる」。「なお」で「妨げない」で切るという修正をいたします。

それから、金融商品の注記例の書き方で、デリバティブとか仕組債といった、特にリスクが高いと考えられる金融商品についても、当然注記をするのですよといった趣旨のことを、この注記例の注書きとして書いたほうがいいのではないかという御趣旨でよろしゅうございますか。

- 小森委員 先ほどの注記か本文かという話でしたか。
- 高山座長 本文に入れますか。
- 小森委員 どちらかという話でしたけれども。
- 米澤事務局次長 本文は、この法人というのは、注記例で登場する法人はデリバティブをやりませんという法人なので、デリバティブをやる場合に書くのですよという注記なのかと思いました。
- 高山座長 では、ここに掲げたリスクのほか、デリバティブが組み込まれた中途解約がということで、デリバティブは組み込まれたというのを入れて、そういう金融商品。
- 米澤事務局次長 デリバティブが組み込まれた金融商品。
- 高山座長 中途解約が制約されている金融商品ですね。この後ですね、デリバティブが組み込まれた金融商品にしますか。
- 米澤事務局次長 「『流動性リスク』が発生する金融商品」に続けて。
- 高山座長 「『流動性リスク』が発生する金融商品」は、多分デリバティブが組み込まれているのですよ。そうとも限らないか。
- 金子参与 必ずしもそうとは限らないですね。
- 高山座長 では、金融商品やデリバティブが組み込まれた、預金もあるのですよね。
- 米澤事務局次長 デリバティブが組み込まれているなど特にリスクが高いとか、ちょっと漠としていますけれども、特にリスクの高い金融商品。
- 高山座長 為替リスクも入れますか。デリバティブと為替リスクを入れて。
- 米澤事務局次長 デリバティブや為替リスクが。

○高山座長 デリバティブが組み込まれた金融商品や為替リスクのある金融商品ですけれども、金融商品が3つ続いてしまいますね。読みにくいですね。

「ここに掲げたリスクのほか、」、「例えば」にしますか。「例えば中途解約が著しく制約されているため」云々が「発生する金融商品や、デリバティブが組み込まれた金融商品及び為替リスクのある金融商品などについては」にしますか。あとは協会に考えてもらいましょう。注記例はそうやっていいですよ。怒られてしまいますか。

○米澤事務局次長 そうしますと、こちらで書かなければ協会では何か対応するのではないですかね。対応せざるを得ないのではないのでしょうか。

○高山座長 この3つを書いておけば、ちゃんとやってくれますよ。

○米澤事務局次長 読み上げてみますと、「ここに掲げたリスクのほか、例えば中途解約が著しく制限されているため、満期到来まで資金化することが極めて困難となる『流動性リスク』が発生する金融商品、デリバティブが組み込まれた金融商品、為替リスクのある金融商品」で、次に「など」で受けて。

○高山座長 などについては。

○米澤事務局次長 「などについても、リスクの内容、リスク管理体制を注記する」。そんな表現で。

○高山座長 はい。

○米澤事務局次長 ありがとうございます。

○高山座長 前に戻っていただいて、満期保有目的の債券のところ、金子参与がおっしゃったように、これは債券にしたほうがいいですか、株式、債券、投資信託にしてしまいいいのですか。

○金子参与 「満期保有目的」というのはとったほうがいいと思います。

○米澤事務局次長 2.のところですね。

○高山座長 上から2行目からもそうなのですけども、満期保有目的の債券と、その他の債券と言いませんものね。

○米澤事務局次長 債券ということでひっくるめてしまうという。

○高山座長 順番は、株式と債券のどちらが先かという話にもなってくるのですけれども、債券が先でいいですか。やはり債券をまず持つということでいいですかね。

○米澤事務局次長 はい。

○高山座長 では、「満期保有目的」をとりましょうか。

○米澤事務局次長 債券、株式、投資信託。

○高山座長 「資産運用する。投資有価証券は債券、株式、投資有価証券であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクにさらされている」として、②も債券なのですけども、投資信託はどうなのかという話がありましたので、債券については発行体の状況を定期的に把握する、それだけにしますか。株式と有価証券は市場リスクで整理してしまつて、信用リスクは書かないということにしましょうか。

○米澤事務局次長 承知いたしました。ありがとうございます。

○中田参与 注記例の1番の1行目で、「公益目的事業の財源の相当部分を運用益によって賄うため」とあるではないですか。これは本文のほうにも書いてあるのですけれども、今、法人の運用益はすごく少ないので、運用益は少ないのですが元本は大きくて、それが毀損すると困るといふほうが大きいのではないかと思っていて、こういう書き方だと、これを入れると運用益が少なくて公益目的事業はほとんど貢献していないから注記しなくていいよということになりませんか。

○高山座長 ただ、時価は書きますものね。あくまでも取り組み方針、牽制効果ですよ。

○中田参与 ですから、持っていて、今、ほんのわずかな運用益だけれども、資産の総額としては運用しているところは書くのか書かないのかという話ですよ。今、運用益だけで相当の分を賄っている法人なんてないと思うのです。だから、みんな書かなくていいのだということにはならないですか。

○高山座長 そういうことはないのでしょうか、相当な元本がないとね。

○中田参与 そうですね。だから、ただこういうのをとってしまって、公益法人で金融商品で運用していればリスクがあるのだから書きなさいよという表現のほうがいいような気がするのですけれども、どうでしょうか。本文のほうの(1)の3行目のところにも、このような公益法人のうち、公益目的事業の財源が金融商品による運用益に大きく依存しているなど、金融商品の運用次第では法人運営に相当なリスクをもたらすおそれがあるというのがあるのですけれども。

○米澤事務局次長 運用益に依存しているというものの例として書いてみて、言いたいのは、金融商品の運用次第で法人運営にリスクをもたらすというのは、個別の法人さんが判断してくださいという仕立てにしてみたのですけれども、もしそういう誤解があるとすれば、今の例示のところはとってしまって、このような公益法人のうち、金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがある。では、どういう場合はそれぞれ御判断くださいというような書き方でもいいのかなと思いました。

○中田参与 とったほうがいいような気もしたので。

○米澤事務局次長 このような公益法人のうち、そうすると、注記例の当法人の運用方針の。

○高山座長 例なので、いろいろなものを考えてもらうのは皆さんに考えてもらって。

○中田参与 少なくとも本文からはとったほうがいいような気がするのです。

○高山座長 本文からね。注記例はいいですか。

○中田参与 注記例は別にこれでもいいのですけれども。

○高山座長 本文から。

○米澤事務局次長 本文は、公益法人のうち、金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがある。特に誤解を招く例示はとってしまうと。

○中田参与 はい。

○米澤事務局次長 わかりました。ありがとうございます。

○高山座長 ほかによろしいですか。

では、それを参考に。

○米澤事務局次長 修正をいたします。

○高山座長 では、引き続きまして、4番目、平成27年度の報告書（案）について、今の御意見等をお伺いして組み込んでいくのですけれども、この修正案が提出されておりますので、事務局のほう、内容について御説明願います。

○米澤事務局次長 前回からの修正点でございます。

4ページ目の下から3行目でございます。これは、前回特に指摘はなかったのですが、リース取引に関する会計処理と注記についても本基準によることに支障はなく、提供すべきだということで、これは書きぶりだけ直したものでございます。

それから、5.と6.の工事契約、資産除去債務についての会計処理で注記の部分がちぐはぐになっていた部分だったのですけれども、会計処理及び5.の最後の段落でございます、公益法人の工事契約に関する会計処理及び注記を本基準によることに支障はなく、準拠すべき他の方法も見られないことから、本基準は公益法人にも適用されるべきであるといったように整理をいたしました。

注記については書かないとずらずら書いていた理屈は、全て削除してございます。

6番の資産除去債務についても同様の書きぶりにしてございます。

7番の賃貸不動産の時価に関する注記でございます。ここはこんな整理をしてみました。この賃貸不動産についての概要とか期中における時価の変動状況とか時価の算定方法とか、そういったことの注記でございますが、これらの注記事項は、当該賃貸不動産が保有企業にどの程度利益をもたらすかを明らかにし、企業価値の算定に資するものであることから、その企業に投資しようとしている（または投資している）投資家にとっては必要な情報だが、公益法人への寄附者にとってはその必要性は必ずしも高いとは言えず、むしろ公益法人における運営実務上の負担が大きいことにかんがみ、本事項の注記は、公益法人の自主性に委ねることとすべきであるとしております。

なお、公益法人が本事項を注記する場合、これを継続することが必要であるとしていまいずれども、先ほどの御議論からは、この注記の部分が要らないということに。

○高山座長 これは要るのではないですか。

○米澤事務局次長 これはよろしいですか。

○高山座長 これは一回出したらずっと出していただく。

○米澤事務局次長 失礼しました。ということで、注記する場合、これを継続することが必要であるというふうに。

○高山座長 先ほどの、当たり前だから消すということですか。これもまた皆さんに聞いて。

○米澤事務局次長 ということで、今のところはそういう整理にしてございます。

それから、9.の使用価値の部分は、前回、長先生から御指摘がございましたので、固定資産の減損に関する会計基準の使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価格を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とするということを挿入いたしました。

前回の御議論を踏まえた修正は以上でございます。

先ほど上倉先生からお話のありました会計士協会さんの御意見の中で、いつから適用になるのだということがわかるようにということで、以上の結論に基づく新たな措置については、28年4月1日開始事業年度から講じられるべきである。ただし、それ以前からの実施を妨げないということで、来事業年度の決算書類からやってくださいという趣旨のことを挿入いたしました。

以上でございます。

○高山座長 前回、金子参与のほうから整合性がとれないというお話がありましたので、5番あるいは6番と修正をしていただいたのですが、7番がちょっと毛色が違うところですので、これについて議論をしていきたいと思っているのですが、7番賃貸当不動産の時価でございます。これにつきましては、ほかの会計基準は公益法人でも原則適用というところを書いてあるのですが、7番につきましては、先ほども過年度修正と同じように自主的に注記したければしてもいいですよという、それについては開示を強制しないという書き方になっております。

これはなぜかというところがあるのですが、会社計算規則にいろいろ注記が書いてあって、7番以外は全部入っているのです。ところが、7番だけがぽこっと抜けていて、今、上場会社で書いている場合というのは、その他必要な事項として包括として書いてあるということで、これがわざわざ削ってあるという、ですから、書く、書かないについては、会社計算規則のほうは任意という取り扱いになっている部分がございます。

この点につきましても考えまして、毎期、あるいは1回でも不動産鑑定の時価を出していくとかそういうところが大変であろうということも考えておりますので、こういう公益法人の寄附者にとっては、その必要性は必ずしも高いとは言えず、むしろ公益法人における運営実務上の負担が大きいことにかんがみ、本件の注記は、公益法人の自主性に委ねることとすべきであるという、ちょっと違う結論になっているところがございます。

ほかの部分については、多分、皆さん異論はないと思いますので、この7番についての落としどころを皆さんに御意見を伺いたいと思いますが、長参与、いかがでしょうか。

○長参与 確かに小規模なところでも賃貸等不動産を持っているところはあるのですね。そうすると重要性があるのですよね。でも、なかなか厳しいという、実情はそうですね。

○高山座長 土地は出せるでしょうけれども、建物をどうやって出すかでしょうね。

○長参与 賃貸マンションとかを持っているところもありますものね。

○高山座長 そこは、時価を出すのはしんどいでしょうね。

○長参与 基本的には自主性に委ねて、注記した場合は、重要性がありということで法人が注記しているのですから、継続して注記はするということだと思います。監査上はまた別途考えるということでしょうね。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 結論は、私はこれでいいと思っているのですけれども、先ほどの遡及の問題とこれは大体軌を一にする論議だと思うのですが、先ほどは会社法について触れて、会社法と実務の問題と2つ触れていましたよね。今回のこれは、企業価値云々と言っていますけれども、どちらかという実務のことを言っているのですが、会社法についてここで触れなかったのは何か理由があるのでしょうか。

○高山座長 会社法は何も書いていないのですよ。

○中田参与 だから、書いていないことを理由に。

○高山座長 というわけにいかないですよ。

○中田参与 いかないですか。

○高山座長 ということで、なかなか書けなかったのですけれども。

○中田参与 企業価値云々というのが、「必要性は必ずしも高いとは言えず」というのは結構苦しい理論ですよ。

○高山座長 とってしまっって、実務上の負担が大きいことと書くにはちょっと飛んでしまうのではないですか。

何かいい御意見があれば。

○中田参与 先ほどと同じように、会社法でも適用していないし、学校や独立行政法人でも適用していない、同じことだと。

○高山座長 わかりました。それは考えさせてください。

上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 私は、この結論についてほかの会計基準と整合していないというところがひっかかってしまっていて、結構ビルを持っていて、それをテナントに出して賃貸料収入で、それを公益目的事業の財源にしているところは多いと思うのです。そういうところは必要な情報だと思いますし、「自主性に委ねる」。だから、ほかの会計基準は、会計処理及び注記をやりますよと言っていて、ここだけやらなくていいよというところが、ちょっとそこが腑に落ちてこないですね。なぜかというところが。

○高山座長 減損なんかを一回出して、一回評価を受ける。比率でもって減損しているかどうかということで、減損のテストの場合には每期取る必要はないではないですか。でも、これは每期時価を出させるのですものね。

○上倉参与 每期そういう鑑定評価をとらないといけないのでしたか。

○高山座長 1回はとるのでよね。要らなかったですか。

○上倉参与 あるいは、固定資産税評価額をうまく利用できないかとか。

○中田参与 でも、非課税でしょう。

○上倉参与 ただ、賃貸等不動産は非課税ということはないですよ。

○高山座長 でも、全部出ていますかね。やはり出ていない可能性もあると思うのです。

○上倉参与 実務上、困難ですかね。

○高山座長 私は考えたのですけれどもね。会計基準には影響しない情報なので、減損会計だとしっかりやりなさいだと思うのです。

では、金子参与の御意見から。

○金子参与 今の上倉参与と一緒に、もしここに書いてある理由で通すのであれば、1から6も全部なしになってしまう。具体的には、この「投資しようとしている投資家にとっては必要な情報だが」という文章は、多分どこにでも入ってしまっていて、7だけが違うというところで、さすがにここはまないたの上のコイというわけにはいかなくて、すぐ切り刻まれて活け造りにされてしまうような感じに見えてしまうのですけれども、その上で内容を最初に御確認させていただきたいのですけれども、私の理解では、会社法は、会社計算規則、平成21年3月改正のときに、金商法よりも概略的ではあるけれども会社計算規則第110条第1項で賃貸等不動産に関する状況を注記するようになっていたので、私の不理解なのかもしれないのですけれども、だったので、逆にここは逃げられる方法はないのかというふうに思って、きょう、この会議に来たのです。今、急に調べたのですけれども、新日本のページをあけているのですけれども。

○高山座長 これは開示でしたか。計算上規則の条文には載っていないのですよ。

○上倉参与 一般的には開示はしていますよね。していますけれども、ただ、条文上どうなっていたかというのは調べないとわからないのですけれども。

○高山座長 条文にはないけれども、包括でもって入っているというふうに理解したのですけれども、その他重要ということで入っていると思ったのです。やはり書き方に違和感がありますよね。

○金子参与 ここにあった公益法人ではどうという文章自体は、別の過年度遡及修正のところでは既にこれでは難しいということで消された文章がほぼそのままの形ですし、また、公認会計士協会のほうの先ほどの御意見を見る限りでも、特に寄附の扱いですとか減損の扱いというのは別になるというのは理解できるのですけれども、賃貸等不動産がほかの資産除去債務や棚卸資産と比べて特別に公益法人でと何か議論をしなければいけないかという、それはないと思いますし、本当にすぐそこにある公益法人なんかだと相当賃貸収入があるところもありますし、地方に行っても駅前そういうところで一部分だけをテナントとして貸し出しているところはたくさんあると思いますし、ある程度収益事業的であればそういう資産上の評価額もとれるとすると、それもとれない賃貸等不動産というほうが逆にまれになるのかなというふうに理解をしておりました。

ですので、重要性に応じて評価できないとか、あとは代替的な手法で評価を、鑑定士とかそういうコストのかかる方法でなくて、代替的に評価をして簡便的な数値を算定するというのであればわかるのですけれども、注記自体をしないというのはなかなか難しいのか

など。

さらには、先ほどの過年度遡及と違って、注記だけなので本業への影響はありませんので、法的安定性という意味で見ても、ほとんど過年度遡及修正のような影響がない中で7だけを特別扱いするというのはちょっと難しいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

○上倉参与 会社計算規則はありますね。例示されています。

○高山座長 計算書類規則の例示で賃貸等不動産。私が調べ漏れたのですね。

○上倉参与 賃貸等不動産に関する注記でありますね。

○高山座長 項目で挙がっていますか。

○上倉参与 はい。

○高山座長 失礼しました。

○中田参与 違った観点なのですけれども、固定資産に関する公益法人の特殊な事情というのは、公益目的事業資産は、基本的には売却しない資産ですよ。だから、賃貸物件でというのは、大体が公益目的事業ではなくて収益事業等になっていて、そうすると固定資産税評価額が普通はあるという物件ですよ。そういうものに対してだけやればよくて、公益目的事業財産は売却しないのだから注記は要らないという。

○高山座長 必ずあるかわからないのですけれども、財団法人が持っている不動産は、賃貸不動産は公益に行っていることはないですか。

○米澤事務局次長 賃貸事業そのものが公益目的事業ではないので、普通は収益事業として私どもにもそういう事業変更認定申請が来たりいたしますので、通常それが公益目的事業財産ということはないのだと思います。普通は収益事業の財産ということで。

○中田参与 だから、その分けた部分については固定資産税評価額があるはずなのです。だから、それだけ出せばいいというふうにすれば注記は可能なわけですね。だから、できないものを鑑定評価をつけてさせようとするですごく大変なのですけれども、できる範囲で固定資産税評価額でいいよということにしてやれば可能は可能だと思うのです。

○金子参与 企業会計での会計基準でも、やむを得ない場合は評価額を一つの代替指標として使うことは例外的措置として認められていますよね。

○高山座長 私、ここは載っていないというふうに理解したので、では、出さないという意見もあったのですけれども、今のお話をお聞きすると出しても大丈夫でしょうかというところですね。

○岸課長補佐 原則適用で、簡便的なのというか、そういう方法でやるということですか。可能ですというのを書く。

○中田参与 固定資産税評価額が簡便法ということですか。

○岸課長補佐 簡便法というか。

○高山座長 でも、簡便法はその基準に入っていることは入っているのですけれども、と

れるということであれば。

○岸課長補佐 具体的にはあれですけども。

○中田参与 だから、余り小さいものだったら、別に自由性の原則で出さなくていいし、ある程度それがすごく重要性があるのだったら固定資産税評価額を出すみたいな形でやれば可能は可能かと思ったのです。

○高山座長 ここは非常に苦しい理由なので。

○米澤事務局次長 事務局としても。

○高山座長 当初は開示だったのですよね。開示というか、ほかと同じような形でしましようという話もあったのですけれども。

○米澤事務局次長 これは、当初から開示しないでということで整理はしていました。

○高山座長 失礼しました。

○米澤事務局次長 もともと全体的な考え方としても、それぞれの基準の趣旨、内容に照らして必要性があるかどうかという観点から判断するということがあったので、これは必ずしもそもそも寄附者、投資家にとって企業の価値としてこれだけの収益力のある賃貸不動産がありますよということを示すこととは、公益法人の利害関係者にとって必要な情報とは必ずしも言えないのではないかと。その必要性に比べて、実務上の負担が大きいのでなかなか難しいのではないだろうかということ整理をしてみたものなのですが、必要ではないものを何でやらなければいけないのかということ、我々は政策として問われていきますので、そんなに必要ではないものを書きなさいというのは何だということ、我々としてもなかなか立ってられないなというところがございまして、こういった整理にしてみました。

○中田参与 収益事業の物件とはいっても、公益法人が持っている賃貸用物件は、そんなに企業みたいにぱっぱぱと値段が上がったから売ってほかの投資に回すとか、そういうようなものではないと思うのです。収益事業自体を変えるときだって変更認定とかいいますし、そういう形で1回やったらずっとやるというのがある程度前提になっているというのが公益法人の制度の企業会計とは違うところだと思うのです。

言うなら、特殊性とかそういうのがあれば、やらない方向という理由づけにはなるかと思うのですけれども、企業価値とか何とかということになると、価値の測定は公益法人も当然必要なのですけれども、やはり考えたときにぱっぱぱと売って賃貸不動産といっても金と同じなのだから金にかえたら幾らかという発想がこの注記ですよ。でも、公益法人はそうではないですよ。そんなに売ったりしませんから、お金の価値として幾らかというのは、情報として必要かもしれませんが、必要性のあり方が企業とは全然違うと思っていて、そこに変更認定とか全部入ってくるわけですから、ぱっぱぱと売れるのだったら変更認定も必要ないわけであって、大きな収益事業が変更になりますよね。だから、そういうことを理由にやらないというのであれば特殊理由というふうに言えるのかと思ったのですけれども、それが納得のいく理由になるかどうかはまた別なのですが。

○長参与 結局、収益事業は任意の事業ではないですからね。それに対する注記というのは本当に必要なのかなというふうに、本部ビルの中の一角を賃貸でとかいうところは割と多いですよ。

○中田参与 でも、中にはすごい物件を持っているところもありますよ。

○雨宮委員 銀座のね。

○中田参与 そうです。

○小森委員 実態も考慮しなければいけないと思うのですけれども、入り口論として、まず会社法並びということがあるので、やらないのならば並びを崩す理論が必要だし、原則会社法並びということで、負担が重いのであれば何か簡便的な措置をとる方向がよろしいのではないですか。

○高山座長 私も、会社法並びの中で除外されていたというふうに理解していたのでこれを除外したというところがありますけれども、会社法並びの中で、もう一度確認しますけれども、もし入っているということであれば、それを取り除くというのはなかなか難しい話ですから、今、小森委員のおっしゃったように、会社法並びであれば入れていかざるを得ない。そこはぶれないように、過年度遡及もそういうことで、会社法並びだからということで持っていつていますので、これがもし会社法並びとして開示になっているなら開示をしていくということで、もし開示をしていなければもう一度考えます。

先ほど、長参与のおっしゃったような、例えば注記事業というのは主たる事業ではない、主たる事業でもあるのでしょうけれども、そういうような理論づけでもって重要ならば計上するとかいう形で持っていくという形にさせていただくことでよろしいでしょうか。もう一回確認します。

以上、大体あれですかね。

○米澤事務局次長 以上だと思います。

○高山座長 皆さんいろいろと御意見等おありでしょうけれども、締め切りということもありますので、きょう御議論いただいた議事、1、2、3の御意見も踏まえて、4も含めまして、本日の御指摘を踏まえて修正をさせていただきますけれども、また皆さんのほうにメール等で確認していただこうと思いますが、基本的には私に御一任というところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高山座長 ありがとうございます。

○上倉参与 1つだけ確認させていただいてよろしいでしょうか。

○高山座長 どうぞ。

○上倉参与 4ページのリースのところ、下から3行目で「及び注記」という文言が入りましたけれども、退職給付のところでは、この「及び注記」は入らなくてよろしいのでしょうか。

4ページ目の5行目から6行目にかけて、「公益法人の退職給付に関する会計処理を本

基準によることに支障はなく」。

○高山座長 注記ですかね。

○上倉参与 何か意図されたわけではないですか。

○米澤事務局次長 申しわけありません。ありがとうございます。

○高山座長 それでは、内容を修正しまして、皆様にまた御意見を頂戴しますが、基本的には私に御一任というところでよろしくお願ひします。

修正した報告書案は、これから3月中旬にかけてパブリックコメントにかけ、その結果も含めて必要があれば、場合によっては研究会を開催し、取りまとめたいと思っております。もし研究会を開催する場合には、調整の上、改めて御報告を申し上げます。

では、報告書の公表までのスケジュールについて、事務局のほうから御説明をお願いします。

○米澤事務局次長 本日、これで研究会としてパブリックコメント案を、これから整理しなければいけない部分もございますけれども、必要な修正をかけて高山先生と御相談の上、パブリックコメントの案として確定いたします。

今週の金曜日に私どもの委員会がございますので、その場でパブリックコメントにかける案を御説明して議論をしていただこうと考えております。それを踏まえて、約1か月、パブリックコメントをかけまして、2月20日から3月20日ぐらいまでパブリックコメントを1か月かけまして、最終的に委員会にその結果も御説明してお諮りして、委員会と当委員会の連名という形で最終的に公表するといった段取りを考えてございます。

年度末までには確定する。最後の私どもの委員会が3月23日ですので、恐らくその日になると思っておりますけれども、23日の委員会にパブリックコメントを踏まえたものをおかけして、23日にお諮りをして御決定をいただくということになるかと思っております。

したがって、パブリックコメントの中身によりましては、また大きく中身が変わってくるのか、そういった場合にはお手数ですが皆様には改めて何らかの形でお諮りをしていく必要があろうかと思っております。微修正ということであれば高山先生との御相談の上ということになってくると思っておりますが、それはパブリックコメント次第ということになってくるかと存じます。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明ですが、何か御質問等はございますか。

なければ、ちょっと早いのですが、以上で第21回の「公益法人の会計に関する研究会」を終了させていただきます。御活発な御議論、どうもありがとうございました。